

令和 8 年度結城市地域経済循環創造事業補助金交付要項

(趣旨)

第 1 条 市長は、地域資源を活用した市内の産業創出及び経済循環を図るため、先進的かつ持続可能な事業を実施しようとする民間事業者等に対し、予算の範囲内において令和 8 年度結城市地域経済循環創造事業補助金を交付するものとし、当該補助金の交付については、結城市補助金等交付規則（平成 1 2 年結城市規則第 4 2 号）に定めるもののほか、この要項に定めるところによる。

(補助対象者)

第 2 条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号の全てに該当する民間事業者等とする。

- (1) 市内に事業所を有し、又は設けようとする民間事業者等であること。
- (2) 市が独自に実施する同種の補助金の交付を受けていないこと。
- (3) 市税等を滞納していないこと。
- (4) 結城市暴力団排除条例（平成 2 4 年条例第 3 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等でないこと。

(補助対象事業)

第 3 条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号の全てに該当する事業とする。

- (1) 地域の資源と資金を活用した地域密着型の事業であること。
- (2) 事業の実施により、地方公共団体の負担により直接解決・支援すべき公共的な地域課題への対応の代替となること。
- (3) 補助対象者にとって、これまでの取組とは異なる新たな事業であること。
- (4) 地域金融機関等による融資、地域活性化ファンドによる出資、民間クラウドファンディング等の資金（以下「融資等」という。）を活用する事業であること。
- (5) 1 人以上の従業員を新たに市内で雇用することを計画している事業であること。

(補助対象経費)

第 4 条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象者が第 7 条に規定する交付決定の日以降から、第 1 2 条に規定する補助対象事業完了の報告までの間に要した、別表に掲げる経費とする。ただし、消費税及び地方消費税に相当する額は、補助対象経費から除くものとする。

(補助金の交付限度額)

第 5 条 補助金の交付限度額は、補助対象経費から融資等の額及び補助対象者の自己資金等の合計額を差し引いた額とし、1 事業あたり次の各号に定める方法により算出した額を超えないものとする。ただし、算出された額に 1, 0 0 0 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- (1) 融資等の額が補助金の額と同額以上の場合 1, 5 0 0 万円
- (2) 融資等の額が補助金の額の 0. 5 倍以上同額未満の場合 8 0 0 万円
- (3) 融資等の額が補助金の額の 0. 5 倍未満の場合 2 0 0 万円

2 広告宣伝費、商品開発費及び調査研究費の合計額の上限は 1 事業当たり 2 0 0 万円と

する。

（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、令和8年度結城市地域経済循環創造事業補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- （1）市税等納付状況確認に関する同意書（別記様式第1号）
- （2）結城市地域経済循環創造事業実施計画書（様式第2号）
- （3）収支計画の具体的な積算根拠が分かる資料
- （4）その他市長が必要と認める書類

（補助金交付の決定）

第7条 市長は、前条の規定により申請書の提出があったときは、その内容を結城商工会議所の確認を経た上で審査し、補助金の交付の可否を決定したときは、令和8年度結城市地域経済循環創造事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

（交付の条件）

第8条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、市長から求めがあった場合は、補助対象事業の遂行状況について令和8年度結城市地域経済循環創造事業補助金遂行状況報告書（様式第4号）を提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、補助金についての経理を明らかにする帳簿を作成し、補助対象事業が完了した日の属する年度の終了後5年間保存し、市長から求めがあった時は速やかに提出しなければならない。

（申請の取下げ）

第9条 補助事業者は、第7条の交付決定の内容に不服があるときには、補助金の交付決定の日から起算して30日を経過する日までに、当該申請を取り下げることが出来る。

- 2 前項の規定により、申請を取り下げる場合は、令和8年度結城市地域経済循環創造事業補助金交付申請取下書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

（補助対象事業の変更等）

第10条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、令和8年度結城市地域経済循環創造事業補助金事業変更申請書（様式第6号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- （1）補助対象経費の区分ごとの額を変更しようとするとき。ただし、補助対象経費の総額の10パーセント以内の流用増減を除く。
- （2）資金区分のうち、融資等の額を減額しようとするとき。
- （3）補助対象事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。

ア 補助対象事業の目的に変更が生じるものではなく、かつ、補助事業者の自由な創意により、より能率的な補助目的達成に資すると認められる場合

イ 補助対象事業の目的及び能率に直接かわりがない事業計画の細部の変更である場合

- （4）補助対象事業の全部又は一部を他に承継しようとするとき。

(5) 補助対象事業の全部又は一部を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 市長は、前項の規定により申請書の提出があったときは、その内容を審査し、変更の可否を決定したときは、令和8年度結城市地域経済循環創造事業補助金変更承認（不承認）決定通知書（様式第7号）により、補助事業者へ通知するものとする。

（概算払）

第11条 市長は、補助対象事業の目的を達成するために必要があると認めたときは、第7条又は第10条第2項の規定により交付決定した額を限度として、その一部又は全部について概算払いをすることが出来る。

2 補助事業者は、前項の規定による補助金の概算払いを受けようとするときは、令和8年度結城市地域経済循環創造事業補助金概算払請求書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第12条 補助事業者は、事業が完了したときは、その日から起算して30日以内又は補助金の交付の決定を受けた日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、令和8年度結城市地域経済循環創造事業補助金実績報告書（様式第9号）に次の各号に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

(1) 対象経費整理表

(2) 第8条第2項に定める帳簿の写し

(3) 取得財産等管理台帳（様式第10号）

(4) 金融機関等からの融資等を証明する書類の写し

(5) 事業の成果が分かるもの（写真、設計図、施設等設置位置図、雇用状況等）

(6) その他市長が必要と認めるもの

2 前項の場合において、前条の概算払いを受けた補助事業者は、令和8年度結城市地域経済循環創造事業補助金概算払精算書（様式第11号）を併せて提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第13条 市長は、前条の規定による実績の報告を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の額を確定し、令和8年度結城市地域経済循環創造事業補助金確定通知書（様式第12号）により、補助事業者へ通知するものとする。

（補助金の請求）

第14条 前条の規定により補助金確定通知を受けた補助事業者は、補助金の請求をしようとするときは、令和8年度結城市地域経済循環創造事業補助金請求書（様式第13号）を市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し）

第15条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第7条又は第10条第2項の規定による決定の内容の全部又は一部を取り消し、又は変更することが出来る。

(1) この要項に違反したと認められるとき。

(2) 補助金を補助対象事業以外の事業に使用したとき。

(3) 補助対象事業に関して不正、怠慢その他不適切な行為をしたとき。

(4) 第7条又は第10条第2項の交付決定後に生じた事情の変更等により、補助対象事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき。

2 前項の規定により交付の決定の取消しを行ったときは、令和8年度結城市地域経済循環創造事業補助金交付決定取消通知書（様式第14号）により、補助事業者へ通知するものとする。

（補助金の返還）

第16条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分について既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

2 前項の規定による補助金の返還命令は、令和8年度結城市地域経済循環創造事業補助金返還命令通知書（様式第15号）によるものとする。

（財産の処分の制限）

第17条 補助事業者は、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産で次に掲げるものをその補助目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間（当該期間が5年を超える場合にあっては、5年）を経過したとき、前条の規定により補助金の全部を返還したとき又はその他市長が特に必要と認めたときは、この限りではない。

(1) 不動産及びその従物

(2) 機械、重要な器具等に関するもの

(3) 前2号に掲げるもののほか、補助目的を達成するため市長が特に必要であると認める財産

（収益状況報告等）

第18条 補助事業者は、補助対象事業の完了日の属する会計年度の翌年度から起算して5年以内の間、毎会計年度終了後の30日以内に、令和8年度結城市地域経済循環創造事業補助金事業収益状況報告書（様式第16号）を市長に提出しなければならない。

2 補助事業者は、事業化に係る会計経理を明らかにし、当該会計経理に係る帳簿及び伝票類を当該報告に係る年度の翌年から起算して5年間保存しなければならない。

3 市長は、第1項の報告により、補助事業者に事業化により相当の収益が生じたと認められるときは、補助事業者に対して、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額の納付を命じることが出来る。

（勧告、助言等）

第19条 市長は、補助事業者に対し、この要項の施行のため必要な限度において、補助対象事業の促進を図るため、必要な勧告又は助言をすることが出来る。

2 市長は、補助事業者に対し、必要があるときは、補助対象事業を検査し、その結果違反の事実があると認めるときは、その違反を是正するため必要な限度において、必要な措置を講ずべきことを命じることが出来る。

（庶務）

第20条 この要項に定める手続等については、企画財務部企画政策課において処理する。

（補則）

第 2 1 条 この要項に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

別表（第 4 条関係）

経費区分	説明
施設整備及び改修費	事業の遂行に必要な建物、建物付属設備及び構築物に係る設計、工事監理、建築工事、修繕及び購入に係る経費。ただし、用地取得費は除く。
機械装置費	事業の遂行に必要な機械装置に係る設計、工事監理、修繕、購入及びリース・レンタルに係る経費（事業の遂行に必要な著作権等の無形資産の取得等に要する経費を含む。）
備品費	事業の遂行に必要な備品の購入及びリース・レンタルに係る経費
広告宣伝費	事業の遂行に必要な広告及び宣伝に係る経費
商品開発費	事業の遂行に必要な商品の開発に係る経費
調査研究費	活用する地域資源の商品化可能性調査、地域内外での需要動向調査、収支計画書及び初期投資計画書のシミュレーション、実施計画の作成等の事業の遂行に必要な調査研究に係る経費